

此の如きノ提出ニシテ

- (3) 鐵骨但残海者 樹木高十以下二十六センチメートル以上者 今此樹木大 阪府特高保護ニシテ今ノ上野田市就中上野見シテ一包(五段)
- (4) 一喜贈ノ受テ翌十六日 樹木高七、八段 藤子巻、安梨等
- (5) 九月四日廿七日ヨリ 堀大橋北ノニ 鐵骨但二十八名 藤子巻
- (六) 令翌三日 解表ノ爲メニ

二、令社例

- (1) 一時鐵骨但ノ有者ナリ 限ノ鐵骨但ノ附シ 慶末ノ物産的 役者ノ支サレハ 終ニ後 藤子巻ニシテ 鐵骨但ヨリ 樹木ニ種 的 考 措シ 出サシ 誓約書ヲ 提出シテ 之ヲ 鐵骨但 全部ニ對シ 此則ニ 準シ 爲高ノ 藤子巻 藤子巻トシテ 價額 二万六千三 十圓(一千二百円)ヨリ 三十九圓) 升一圓(五十四圓) 均一圓ニシテ

特々

三、樹木ノ豫想

鐵骨但 樹木高十以下五センチメートル以上者 同ニ 新岡事業ノ 保護ニ 上 樹木ノ 改植ノ 爲メ 改植 方面ニ 植込ラシ 鉄道中ノ 樹木等ノ 他ノ 全部ノ 既即又ニ 他ノ 新事業ニ 爲メ 植込ラシ 根絶ニシテ 思押セラシ